

地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究(II)

——家族周期段階を軸とした家計分析——

前 田 正 久

はじめに

家族周期段階の移行は必然的に家族の構成や家族成員の役割分担に変化を与え、家計の構造もまた変化する。この小論では地方小都市における常用勤労者家族のこの家計構造の変化の中で、児童はどのように養育費の分配を受け、両親である夫や妻へ分配される生活費との関連において養育費構造のいかなる部分に圧縮がおき、ひずみをあらわすであろうかなどの点について分析を行ったものである。児童養育費に関する研究はこれで3回目をむかえた。第1回は大都市における組織労働者家族を、第2回目は東北の水田単作地帯における主として専業農家家族を対象に研究が行われた。本論の中でもこの2回の調査結果を、前者は川崎、後者は北会津という名称を用いて対置観察を行ってある。

I 家計分析のための研究モデル

研究モデルの設定や特性については分析I(森岡清美執筆)に詳しいが、周期段階をタイプとして表現し、用いているので、ここでもタイプの説明からはじめよう。

結婚後、まだ子供の生れていない若い夫婦集団をとり、それを多年にわたって観察すれば家族周期の段階移行に伴う家計の変動、構造の変化をあますところなく把握することはできよう。しかし、それは29年余を必要とし現実的には不可能に近い。そこで、現に併存する周期段階の異なる家族を分析Iで述べられているように、ある限度枠の中で選定し、それを発達順序に配列することによってあたかも同一の家族が段階移行を行っているように再現をはかったものである。

周期段階はタイプという名称で呼ばれる。タイプは3桁の記号で与えられ、各児の持つ発達段階記号を児の数に従って組合せたものである。

発達段階をあらわす記号

未就学児(授乳中の児).....	1 ^A
未就学児(離乳後の児).....	1 ^B
小学校低学年(1, 2, 3年生).....	2 ^A

小学校高学年(4, 5, 6年生).....	2 ^B
中学生.....	3
高校生.....	4
大学・短大生.....	5

したがって、000はまだ子の生れていない夫婦だけの家族、003は中学生1人子の家族、02^{A1B}は長子が小学低学年児、末子が未就学児の2人子家族、432^Bは長子が高校生、次子が中学生、末子が小学高学年児の3人子家族を意味している。これらのタイプ別の家族構成は表1に示すとおりである。

この研究モデルにおける夫婦の平均初婚年齢は表2にみられるように夫は26.3歳、妻は23.2歳であり、川崎モデルの夫26.6歳、妻23.2歳とほとんど一致する。北会津モデルは農村における常態としての若年結婚を反映してこれら二つのモデルよりは若干その結婚年齢が若い。

子の生れる出生間隔は表3に示すとおりであって、どちらかといえば川崎モデルに相似し、子の数の多くなるにつれ、次第に出生間隔を短縮している様子は川崎、北会津両モデルの場合と同様である。

家族周期(ライフ・サイクル)は、これら夫婦の結婚年齢と子の出生間隔とで決定され、研究の分析軸である周期段階をあらわすタイプはこれに子の数が要素として加味されたものであり、周期段階と夫の年齢はよくリンクしていたのが、既往の研究結果からみられたが、本研究モデルはこのリンク関係が若干乱れ、1人子家族で003→004で夫の年齢の逆転がみられ、2人子家族でも途中段階での夫年齢の停滞がみられ、高段階移行に伴う年齢の高まりが遅い。3人子家族もやや、その趣きを異にはするが、これらの停滞、伸び悩みがみられ、川崎、北会津両モデルのようなリンク関係が明らかでない。

II 周期段階の移行に伴う児童養育費とその構造変化(図1, 表4参照)

周期段階が高まるにつれて児童養育費総額は図1のように変化する。先に述べたように段階と夫の年齢とのリンクがややくずれているので、その変化は川崎モデル

表 1 研究モデルのタイプ別家族構成

		夫			妻			第 1 子			第 2 子			第 3 子					
		川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川		川崎	北会津	掛川		川崎	北会津	掛川				
子が1人の家族	001 ^B	29.0	29.6	31	27.3	28.3	28	未就学	2.1	2.0	3								
	002 ^A	37.5	34.5	36	33.9	32.0	33	小学低学年	8.1	6.5	8								
	002 ^B		37.0	43		35.5	37	小学高学年		11.5	11								
	003	41.5	40.0	44	38.5	40.0	41	中学	13.0	14.0	13								
	004	43.7	41.0	43	41.2	39.3	41	高校	16.8	16.0	16								
子が2人の家族	01 ^{B1A}		29.0	31		26.0	28	未就学		2.5	3	授乳児		0	0				
	01 ^{B1B}	33.4	30.6	33	29.9	28.0	30	未就学	4.2	4.6	4	未就学	1.6	2.4	1				
	02 ^{A1B}	36.5	31.5	36	33.1	29.9	33	小学低学年	7.9	7.1	7	未就学	4.8	3.5	4				
	02 ^{B2A}	38.0	35.6	36	34.0	33.2	34	小学高学年	10.0	10.3	10	小学低学年	8.0	7.7	7				
	032 ^B	42.7	36.6	41	38.3	34.9	34	中学	13.5	13.4	13	小学高学年	10.0	10.7	10				
	043	45.3	41.0	42	41.2	38.4	40	高校	16.2	16.4	16	中学	13.2	13.1	13				
子が3人の家族	2 ^{A1B1B}	36.5	33.0	36	33.1	29.7	33	小学低学年	7.9	7.7	7	未就学	5.1	5.3	5	未就学	1.7	2.7	2
	2 ^{B2A1B}	37.5	35.5	40	32.0	32.6	36	小学高学年	9.8	11.1	11	小学低学年	7.5	7.6	8	未就学	3.2	4.4	5
	3 ^{B2A}	43.5	37.2	41	37.8	35.0	37	中学	13.3	12.8	13	小学高学年	11.0	10.2	11	小学低学年	8.3	7.2	8
	432 ^B	44.8	40.9	41	41.3	39.7	37	高校	16.2	16.4	15	中学	13.0	13.6	12	小学高学年	10.1	10.6	9

表 2 平均初婚年齢

		川崎	北会津	掛川
平均初婚年齢	夫	26.6	23.2	26.3
	妻	23.2	21.3	23.2

表 3 出生間隔

	1人子			2人子			3人子		
	川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川
結婚～第1子	23.4	46.6	22.1	19.8	18.1	18.2	18.3	21.3	19.2
第1子～第2子	.	.	.	35.6	34.4	38.0	29.2	30.5	30.4
第2子～第3子	.	.	.	.	.	.	39.0	40.5	38.3

(Vol. 2, No. 3, p. 83) や北会津モデル (Vol. 3, No. 4, p. 721) にみられるようななめらかな変化は示していない。

- (1) 1人子系列は 001^B ではじまり、児童の年齢は 3 歳、夫の年齢は 31 歳でリンクする。この段階の養育費は 18,839 円で家計費の 28% を占める。段階の移行につれて次第にその額を増し、004 の段階では絶対額は 21,500 円を占めるに至るが、家計費の 3 割台にとどまっている。
- (2) 2人子系列は 01^{B1A} ではじまり、第1子は 3 歳、第2子は 0 歳、夫は 31 歳でリンクしている。2人子タイプはこの段階で 22,294 円を必要とし、家計費に占める割合は 44% と半ばに近く、02^{B2A} で家計費の半ばを越え、最高段階である 043 タイプでは

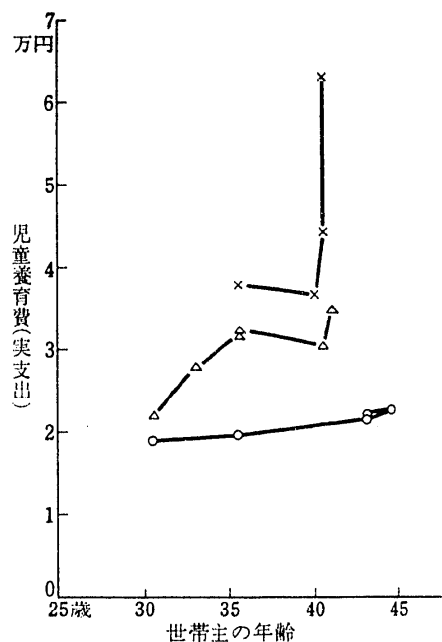
表 4 家計実支出に占める児童養育費の割合 (単位 %)

	川崎	北会津	掛川
1人子			
001 ^B	29.5	22.4	27.7
002 ^A	28.3	19.9	33.3
002 ^B	.	25.1	31.9
003	34.2	25.8	37.2
004	35.4	22.0	31.6
2人子			
01 ^{B1A}	.	26.3	44.1
01 ^{B1B}	41.4	32.4	47.5
02 ^{A1B}	44.5	34.7	49.6
02 ^{B2A}	46.5	34.7	51.0
032 ^B	50.0	36.6	52.0
043	47.5	42.2	51.3
3人子			
2 ^{A1B1B}	56.7	41.5	57.0
2 ^{B2A1B}	54.9	43.5	54.9
3 ^{B2A}	59.0	53.0	61.7
432 ^B	56.1	48.1	63.3

35,114 円で 51.3% を示している。北会津は夫婦以外の家族成員への分配が行われているため、その割合が低いのは当然としても、川崎モデルよりなお家計費に占める割合が高い。

- (3) 3人子系列は 2^{A1B1B} で始まる。第1子は 7 歳、第2子は 5 歳、第3子は 2 歳、夫は 36 歳でリンクしている。3人子の養育費はこの段階ですでに 37,899

図 1 段階移行に伴う児童養育費の変化

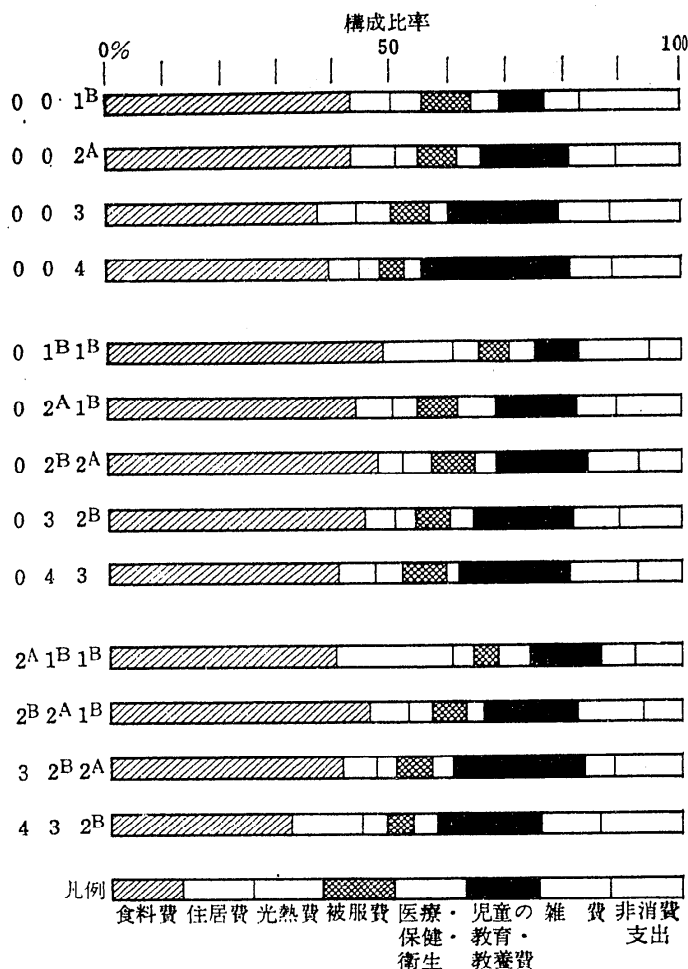


円の高額を示して家計費の 57% を占め、32^B2^A タイプで家計費の 6 割線を突破して、432^B タイプでは 63,039 円を示し、実に家計費の 63.3% を占めるに至る。北会津モデルが最高段階でも 53%、川崎モデルが 59% を示すのに比して、この掛川モデルは家計費に占める児童養育費比重が高い。

養育費の費目構成は、この掛川モデルも、既往の川崎モデル、北会津モデルと同様、全般的には近似的な姿を示している(図 2 参照)。周期段階の移行に従ってきわめて大きな変化をみせるのは児童の教育・教養費であり、ついで食料費である。食料費の占める割合はおおむね 40% 台にあって、川崎モデルよりはその構成比率が高く、北会津モデルよりはややその構成比率が低い。そして高段階への移行に伴って次第に減し、その傾向が児童数の多いほど激しい状況は、この掛川モデルでもみられ、これらの傾向は既往 2 モデルと同様である。これに反して段階移行につれてその比率の増大傾向をきわめて明らかにするのは教育・教養費であり、その増大傾向の激しさは川崎、北会津いずれのモデルにおけるよりも大きい。その他の費用では住居費が段階移行につれて若干で減する姿がみられるが前記 2 費目ほどの明瞭な傾向はない。本モデルにおける被服費は光熱費と同様、段階移行には無関係にほぼ一定である点が既往 2 モデルと若干趣を異にしている。

前記、食料費構成比率は、いわゆるエンゲル係数に見

図 2-1 周期段階の移行に伴う児童養育費構成の変化



合うものであるが、高段階移行に伴う、このエンゲル係数の低下は、児童の生活の上向き状態を意味することにはならず、むしろ、エンゲル係数の停止現象として、児童養育のレベル低下を物語ることになるのであろう。そして、この掛川モデルでは児童数の多寡にかかわらず児童教育・教養費の増大傾向は他モデルより激しいので、そのレベル低下の度合はより大きいとみななければならぬ。分析Ⅲ (Vol. 3, No. 4) の中にもあるように、北会津モデルにおいては 1 人子が相対的養育費分配量の豊かさの割には食生活合理化の余地を残した栄養摂取の拙劣さを露呈したのに対して、掛川モデルでは明らかに 1 人子→2 人子→3 人子の順に栄養摂取の内容も乏しく、児童数の大きさ、児童の高年齢への発達、児童養育費の必要費目に打撃を与え、成長に少なからぬ悪影響をあたえているであろうことは疑う余地もない。詳細な家計費数値については、すべて末尾の表 6 を参照されたい。

図 2-2 周期段階の移行に伴う児童養育費の構成

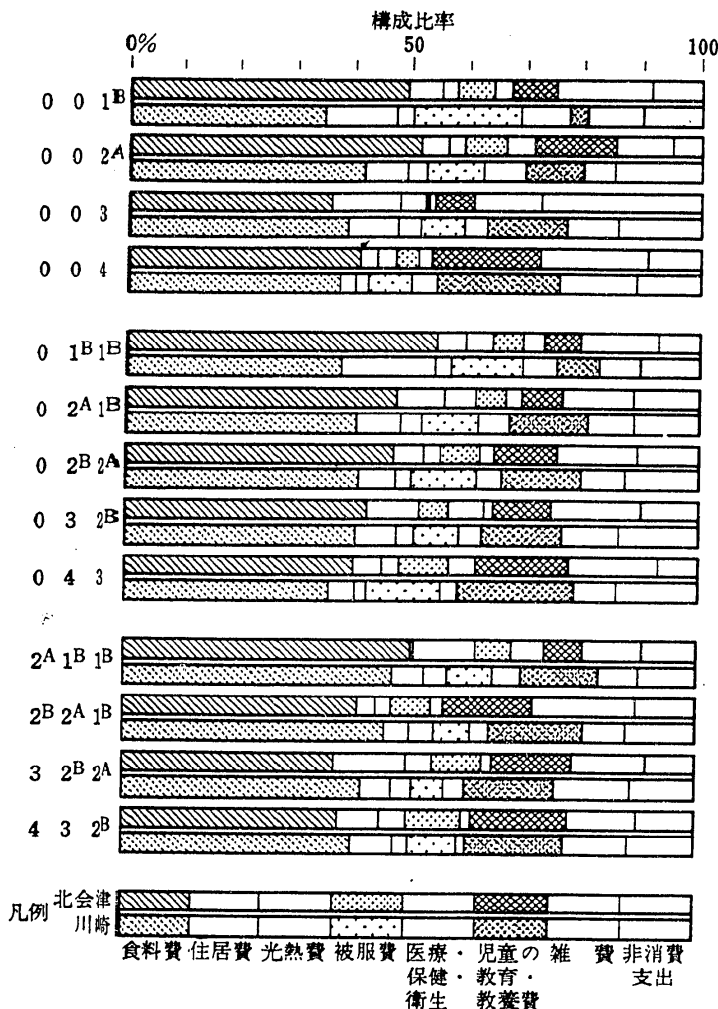
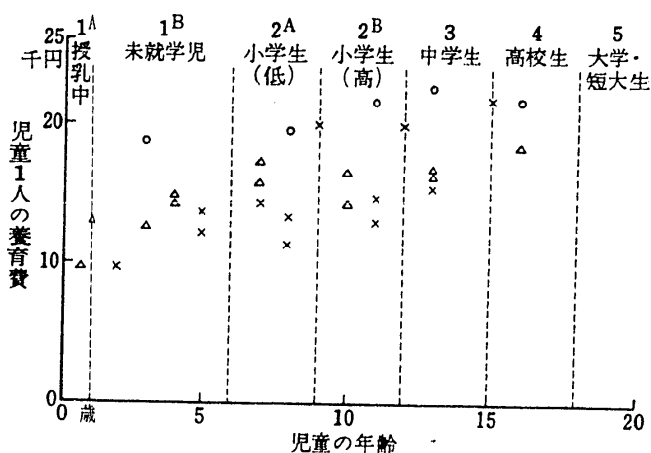


図 3 個々の児童に分配された養育費の大きさ



III 個々の児童に分配された養育費の考察

児童養育費総額ではIIで明らかにしたように、1人子は約3割、2人子は約5割、3人子は約6割を家計費の中で占め、児童数が増えるほど家計を圧迫する度合は強い。しかし、児童各個人へ分配されている量は図3にみられるように児童数が増えるほど、その絶対額は低く、逆に1人子は抜きんで上位に分布している。3人子の高年齢でその額が高いのは432^Bタイプで家具什器費支出の高い家族がみられ例数の少さのため、その影響がそのまま現れたための高額分布であり、通常の形とみることはできない。

児童養育費の半ばを占めて大きく、かつ、周期段階の移行に敏感に反応する食料費について、同一発達段階にある長子間の対比を行うと図4のようになる。図中の実線による曲線は、川崎、北会津両モデルの結果値について曲線をあてはめたものであるが、前記2モデルによって画かれた曲線は、児童の年齢を x 、食料費を y とすると、

$$1人子 \quad y = 7.7622x^2 + 368.68x + 4116.0$$

$$2人子 \quad y = -9.5743x^2 + 378.28x + 2978.0$$

$$3人子 \quad y = -44.580x^2 + 1121.3x - 1825.2$$

で示される。この掛川モデルにあてはめた食料費曲線は、点線で示すとおりかなりその趣を異にしている。すなわち、前記3式によると食料費は児童の数別に画然たる格差を示しながらも、1人子および2人子においては若い段階→高段階へと上式に従って、その食料費額を増嵩させ、3人子は高段階へと下降する山型分布を示しているのに対して、掛川モデルにおいては、児童数別に格差をみせる点は同じとして、1人子、2人子がほぼ横ばいともみえる下向きのゆるい曲線を描き、3人子が高段階に向って直線的に増嵩するという異なる変化を明らかにしている。

教育・教養費ならびに学校教育費はよく指数関数があてはまり、前記既往モデルによる結果は、

$$\text{教育・教養費} \quad y = 507.8 \times 1.130^x$$

$$\text{学校教育費} \quad y = 85.27 \times 1.200^x$$

として表すことができた。掛川モデルはこれに対し、図5および図6に示すような曲線となる。教育・教養費については掛川モデルによる調査時が前記2モデル調査時よりは2～3年を経過しているため、その後の物価上昇等による当該費用の単

図4 食料費曲線 (長子)

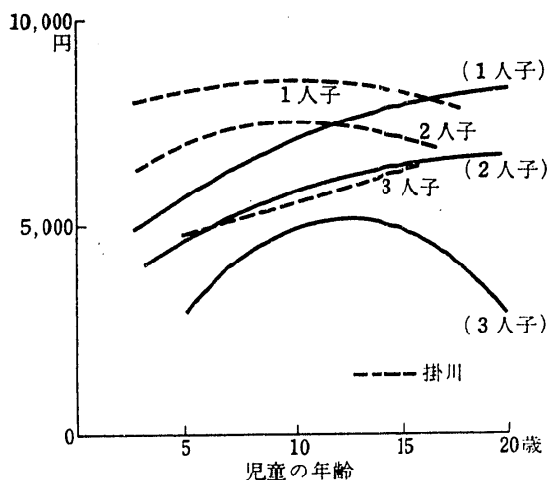


図5 児童教育・教養費曲線 (長子)

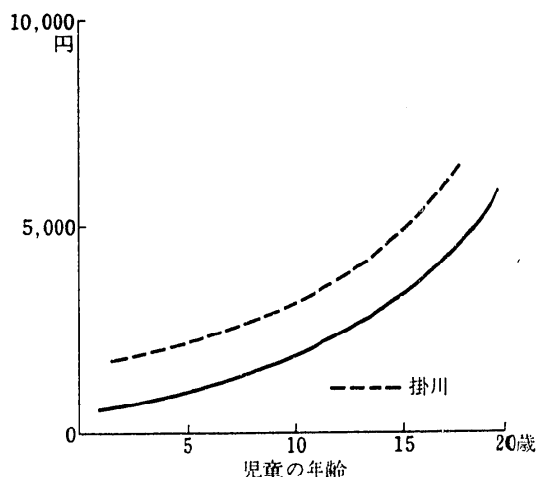
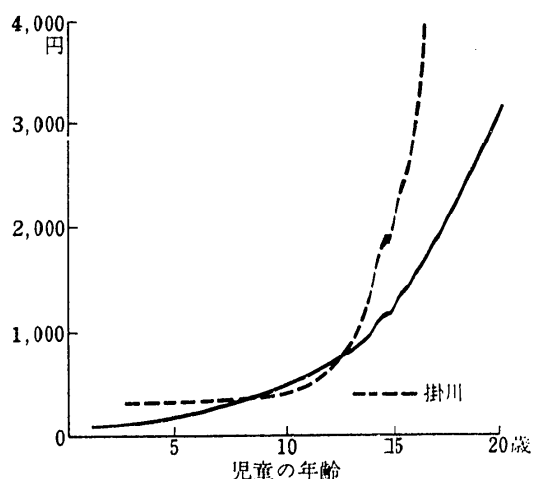


図6 学校教育費曲線 (長子)



なる上昇分による曲線のズレと解することができるが、学校教育費については、高段階移行に伴う教育費増高傾向が、川崎、北会津モデルよりも大きく、激しいことを物語っている。

IV 夫婦の生活費との関連

図7によってみると、1人子家族の場合は長子高校段階でも児童の養育費の占める割合が3割台にとどまっているために、夫婦への分配比率は高いが、2人子家族の場合は長子中学段階で養育費が家計費の半ばを占めるため、高段階で夫婦が家計費の半ばを分配される可能性は少ない。3人子家族では、これらの状況がとりわけ顕著であり、最も若い段階で養育費がすでに家計費の半ばを越え、高段階では6割余となるために夫婦の受け取り分は極度に低くなる。

北会津モデルでは、拡大家族であるために、直系尊属

や他の傍系成員への家計費分配が行われ、それは必然的に夫婦の分配率を低位におしやる結果となっている。

しかも、表5にみられるようにこれら児童の成長、児童数の多きに起因する家計圧迫に対して、家計内部での第一次的調節弁の役割を果たすのは家庭の主婦であり、いずれも主婦の分配率はかなり低い。児童個々、夫、妻の分配比率を概観すると、おおむね夫>第1子>第2子>第3子>妻の関係がみられ、1,2高段階で、夫と第1子との分配率の間に逆転がみられる程度である。

まだ、妊よう力を持ち、出産が完結していない主婦においては、これらの分配率の低さがその後生れ出る児童に芳しからざる影響を与えるであろうことは論をまたない。

結 語

児童の養育費研究に当っては、従来から節約率がかなり問題視されている。出生順位の上位児童から下位児童への被服、身の回り品などのお下りによる節約問題である。

本研究でもそれらの点についての考察を若干行った。養育費の絶対額では出生順位別にみて、第1子>第2子>第3子の関係が明らかに成立している。そして、養育費を構成している費目別にみると、それら絶対額の大小関係は主として教育・教養費と食料費とによって左右されていることも明らかである。教育・教養費は発達段階の移行につれて指数関数的に増高する費目であり、食料費も一般的に高段階に向って、ある段階までは増大する費目である。

そこで、下順位の児童の養育費に、その児童が上順位の児童の年齢にまで到達した場合に要するであろう教

表 5 家計実支出に占める児童・夫婦各人の分配量比率

(単位 %)

タイプ	川 崎				北 会 津						掛 川					
	第1 子	第2 子	第3 子	夫婦	夫	第1 子	第2 子	第3 子	妻	夫婦	夫	第1 子	第2 子	第3 子	妻	夫婦
子なし 000	.	.	.	.	38.4	.	.	.	27.9	66.2	54.6	.	.	.	45.4	100.0
1 人子																
001 ^B	33	.	.	67.0	25.5	22	.	.	20.1	45.6	41.3	28	.	.	31.0	72.3
002 ^A	28	.	.	71.7	29.2	20	.	.	15.5	44.7	38.6	33	.	.	28.1	66.7
003	34	.	.	65.8	26.7	26	.	.	24.0	50.7	37.0	37	.	.	25.9	62.9
004	35	.	.	64.6	22.8	22	.	.	16.2	39.0	44.3	32	.	.	24.1	68.4
2 人子																
01 ^B 1 ^B	24	17	.	58.9	19.0	17	16	.	15.6	34.7	28.0	25	22	.	24.5	52.5
02 ^A 1 ^B	22	23	.	55.5	20.9	17	17	.	15.6	36.5	35.8	26	21	.	14.6	50.4
02 ^B 2 ^A	25	22	.	53.5	19.5	18	17	.	15.2	34.7	28.7	26	25	.	20.3	49.0
032 ^B	25	25	.	50.0	18.8	19	18	.	16.5	35.3	29.0	28	24	.	19.0	49.0
043	27	21	.	52.5	20.0	23	19	.	15.8	35.7	30.2	27	25	.	18.5	48.7
3 人子																
2 ^A 1 ^B 1 ^B	19	21	16	43.3	17.8	15	14	13	13.4	31.2	28.0	21	21	15	15.0	43.0
2 ^B 2 ^A 1 ^B	18	17	19	45.1	16.7	15	14	15	12.5	29.1	28.0	19	17	18	17.1	45.1
32 ^B 2 ^A	21	20	18	41.0	15.9	18	19	17	11.7	27.5	20.4	22	21	19	17.9	38.3
432 ^B	21	18	17	43.9	19.7	19	15	14	12.7	32.5	18.7	22	21	20	18.0	36.7

図 7-1 周期段階別にみた 1 人子家族の生活費分配状況

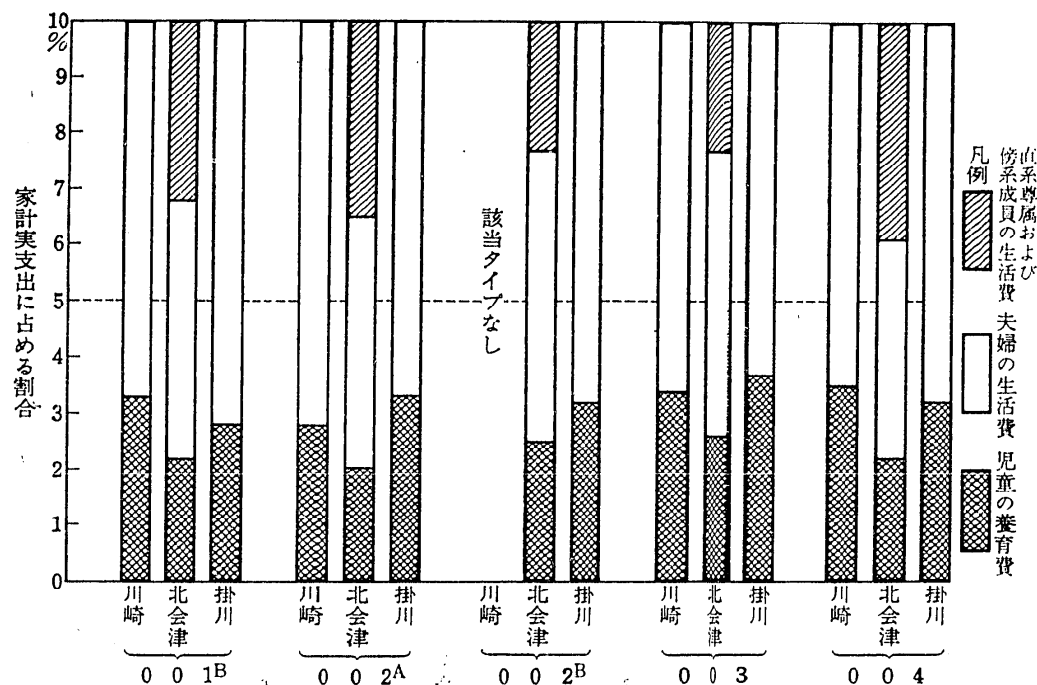


図 7-2 周期段階別にみた 2 人子家族の生活費分配状況

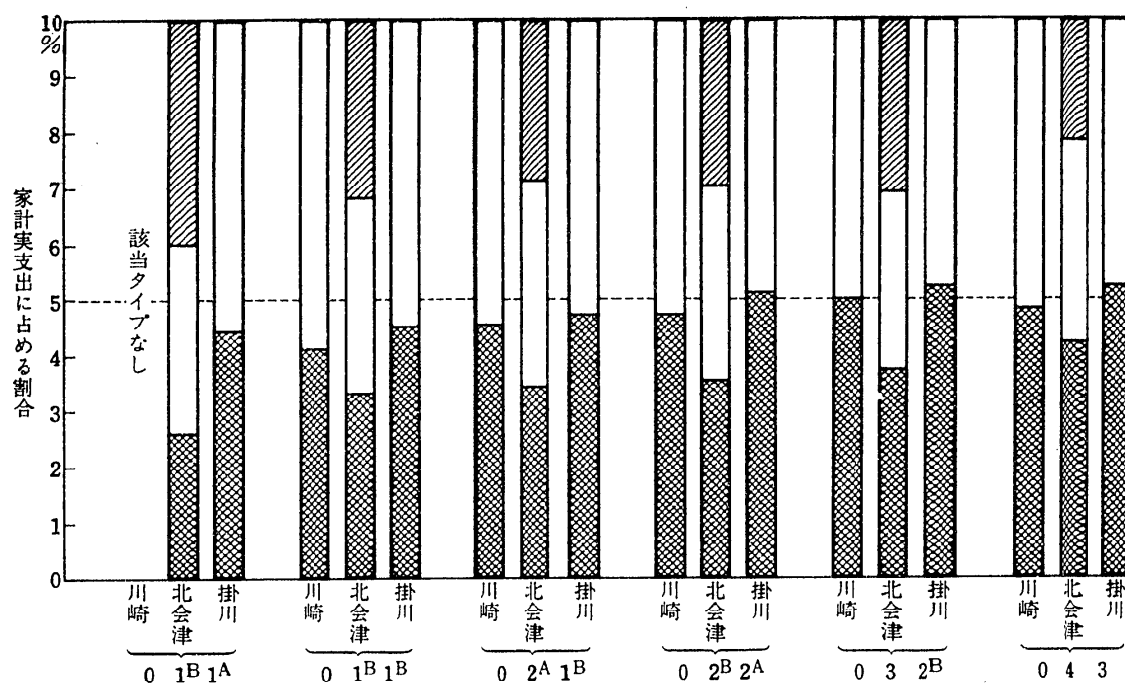
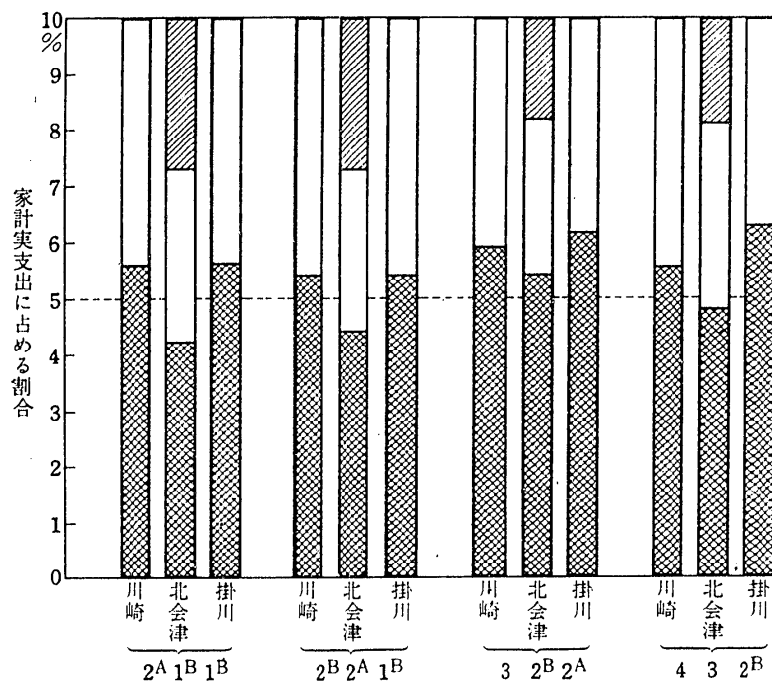


図 7-3 周期段階別にみた 3 人子家族の生活費分配状況



育・教養費と食料費とを加算して、修正養育費を算出してみた。次表がその結果であるが、下順位の児童の相当数のものが、ほぼ第1子の養育費水準にまで達する結果となることが分るであろう。

これらの結果からみれば、下順位の児童は相対的に年

少であるため、まだ上順位の児童が必要としている額までを必要とする年齢には達してはいないということであり、出生順位による養育費の絶対額にみられる格差は、そのまま下順位にある児童の養育費水準の低さを示すものではなく。年齢の若さに起因する当然の額の低さとみ

ることができる。

きわめて大胆な試算結果ではあるが、もしお下りなどによる節約が考えられるとすれば、それは修正後、なお残っている出生順位別指数差の中に含まれていると考えるべきであろう。

掛川モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	98.0	72.1
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	99.7	89.5

長子が2^B段階タイプ

(A)	100.0	88.8	93.9
(B)	100.0	93.1	93.9

長子が3段階タイプ

(A)	100.0	93.2	86.9
(B)	100.0	101.5	97.5

長子が4段階タイプ

(A)	100.0	93.8	91.6
(B)	100.0	93.8	104.1

川崎モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	110.3	85.4
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	110.3	97.8

長子が2^B段階タイプ

(A)	100.0	93.2	105.9
(B)	100.0	98.0	105.9

長子が3段階タイプ

(A)	100.0	93.2	87.9
(B)	100.0	94.0	94.2

長子が4段階タイプ

(A)	100.0	87.4	79.5
(B)	100.0	98.3	96.4

北会津モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	91.3	88.2
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	103.0	100.5

長子が2^B段階タイプ

(A)	100.0	89.4	94.9
(B)	100.0	100.6	101.5

長子が3段階タイプ

(A)	100.0	104.3	94.4
(B)	100.0	114.9	109.3

長子が4段階タイプ

(A)	100.0	85.5	74.3
(B)	100.0	94.3	88.3

以上のように、地方小都市である掛川市における常用勤労者家族においても、先年業績である大都市(川崎市)における大企業組織労働者家族、東北(福島県北会津村)における水田単作農家家族におけると同様に、児童数の多くは家計緊張が高く、周期段階の移行はそれにさらに拍車をかける様子が明らかとなった。

周期段階の高段階移行は、児童数にはかわりなく教育・教養費を増高させるために、多児童、高段階移行は養育費の増大量も大きく、かつ家計への圧迫も激しい。とくに、この掛川モデルでは学校教育費の増高勾配が激しいため、これらの変化はより一層激しいものがある。これらの高い家計緊張の中にあっては、児童は成長に十分な栄養摂取をさえ危くする食料費の切り詰めが余儀なくされ、家計の中で、第一次的調節の役割を果たしている主婦の生活費の切り詰め結果も芳しからざるものがある。

この掛川モデルでは、このような家計緊張の中にありながら、一般勤労家計群に比べて、その貯蓄性向がきわめて高く、高段階における教育費出費も大きいため、食料費の段階移行に伴う変化が、川崎、北会津両モデルと比べその趣をかなり異にしている。

静岡県は元来、家計構造の中における食料費充当傾向にやや正常ならざる傾向を示し、ことさらに食料費分配にきびしさのみえる県であり、食料費の切り詰め、貯蓄保有高の大きさなどでは西部地域が注目すべき地域である点を思えば、静岡県西部に位するこの掛川モデルに、それらの点が反映したとみられないこともない。

しかし、これら掛川モデルの示す諸特性は、地方小都市常用勤労者家族の指し示す一般的傾向であるのか、はたまた、静岡県西部地域に位置する掛川市在住の勤労家計群であるがためのきわめて特異な姿であるのか、への回答は、なお今後の研究結果を俟たなければ定かにはできない。

表 6

	子 供 が 0 人 の タ イ プ			
	000			
	総 額	夫	妻	夫 妻 の 計
I 実 支 出	43,930	23,990	19,940	43,930
1. 食 料 費	20,523	10,817	9,706	20,523
(1) 家 庭 食 事	11,076	4,758	6,318	11,076
i 穀 類	2,605	1,105	1,500	2,605
ii 魚 介 類	1,009	423	586	1,009
iii 肉 類	904	375	529	904
iv 乳 卵	1,452	615	837	1,452
v 野 菜	1,807	774	1,033	1,807
vi そ の 他	3,299	1,466	1,833	3,299
(2) お や つ	1,973	994	979	1,973
(3) 酒 類	712	527	185	712
(4) 外 食	6,762	4,538	2,224	6,762
(5) 学 校 給 食				
2. 住 居 費	4,003	2,002	2,001	4,003
3. 光 熱 費	1,695	881	814	1,695
4. 被 服 費	1,476	1,028	448	1,476
5. 医 療 保 健	3,534	1,440	2,094	3,534
6. 児 童 教 育 費				
(6) 学 校 教 育				
(7) 教 材, 文 房 具				
(8) 運 動, 玩 具				
(9) その他児童教育				
7. 雑 費	7,165	5,054	2,111	7,165
(10) 教養娯らく(再)	1,739	1,070	669	1,739
(11) 交通, 通信(再)	1,323	1,053	270	1,323
(12) 交 際 費 (再)	1,640	1,209	431	1,640
8. 非 消 費 支 出	5,534	2,768	2,766	5,534
II 実 収 入	61,643			
夫の勤め先収入	55,651			

(単位 円)

	子 供 が 1 人									
	001 ^B					002 ^A				
	総 額	第1子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総 額	第1子	子の計	夫 妻
I 実 支 出	68,034	18,839	18,839	28,084	21,111	49,195	58,056	19,349	19,349	22,407
1. 食 料 費	25,193	8,078	8,078	9,217	7,898	17,115	24,630	8,339	8,339	9,255
(1) 家庭食料費	16,048	5,297	5,297	4,664	6,087	10,751	15,600	4,999	4,999	5,008
i 穀類	2,765	1,005	1,005	758	1,002	1,760	3,443	1,195	1,195	953
ii 魚介類	1,936	572	572	611	753	1,364	2,239	589	589	837
iii 肉類	3,002	1,092	1,092	833	1,077	1,910	1,880	571	571	672
iv 乳類	1,766	703	703	409	654	1,063	1,913	627	627	696
v 野菜類	2,558	751	751	792	1,015	1,807	2,623	789	789	812
vi その他の食料費	4,021	1,174	1,174	1,261	1,586	2,847	3,502	1,228	1,228	1,038
(2) お酒	5,247	2,187	2,187	1,493	1,567	3,060	3,799	2,029	2,029	722
(3) 外食	565			565		565	2,200			2,200
(4) 学校給食	3,208	469	469	2,495	244	2,739	2,407	687	687	1,325
(5) 住居費	125	125	125				624	624	624	
2. 光熱費	6,233	1,354	1,354	3,372	1,507	4,879	4,111	1,536	1,536	1,284
3. 被服費	3,535	760	760	2,013	762	2,775	2,409	698	698	1,012
4. 医療費	6,210	1,549	1,549	1,402	3,259	4,661	3,019	1,257	1,257	808
5. 児童教育費	4,205	965	965	861	2,379	3,240	4,104	898	898	1,283
6. 学校教育費	1,385	1,385	1,385				2,957	2,957	2,957	
(7) 教材、文具							353	353	353	
(8) 運動、玩具	193	193	193				327	327	327	
(9) その他児童教育費	1,192	1,192	1,192				1,938	1,938	1,938	
7. 雑費	11,487	1,487	1,487	7,956	2,044	10,000	10,726	1,632	1,632	6,731
(10) 教養娯楽(再)	3,992	589	589	2,390	1,013	3,403	1,755	373	373	658
(11) 交通、通信(再)	2,010	135	135	1,694	181	1,875	2,238	322	322	1,252
(12) 交際費(再)	2,830	539	539	1,665	626	2,291	2,837	286	286	2,293
8. 非消費支出	9,786	3,261	3,261	3,263	3,262	6,525	6,100	2,032	2,032	2,034
II 実 収 入	75,646						69,248			
夫の勤め先収入	67,091						56,384			

	子 供 が 2 人												
	01P1A							01P1B					
	総 額	第1子	第2子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総 額	第1子	第2子	子の計	夫	妻
I 実 支 出 費 事 類	50,499	12,556	9,738	22,294	17,421	10,784	28,205	56,771	14,978	12,928	27,906	16,485	14,380
1. 食 料	22,789	5,883	4,082	9,965	7,835	4,989	12,824	26,134	6,803	6,696	13,499	7,289	5,346
(1) 家 庭 食 費	15,557	4,088	3,307	7,395	3,938	4,224	8,162	15,686	4,186	4,469	8,655	3,210	3,821
i 穀 類	3,793	1,091	662	1,753	912	1,128	2,040	3,934	1,080	1,079	2,159	753	1,022
ii 魚 介 類	1,406	369	98	467	470	469	939	1,813	404	312	716	582	515
iii 肉 類	1,420	515	22	537	427	456	883	1,600	431	414	845	345	410
iv 乳 類	3,563	685	1,925	2,610	462	491	953	2,762	862	1,238	2,100	259	403
v 野 菜	1,966	512	203	715	589	662	1,251	1,587	382	374	756	372	459
vi そ の 他	3,409	916	397	1,313	1,078	1,018	2,096	3,990	1,027	1,052	2,079	899	1,012
(2) お や つ 類	3,240	1,524	660	2,184	503	553	1,056	5,468	1,965	1,677	3,642	868	958
(3) 酒 類	885	24	24	48	837		837	922				901	21
(4) 外 食	3,051	191	91	282	2,557	212	2,769	3,984	578	550	1,128	2,310	546
(5) 学 校 給 食	56	56		56				74	74		74		
2. 住 居 費	5,759	1,405	1,335	2,740	1,651	1,368	3,019	6,660	1,684	1,654	3,338	1,652	1,670
3. 光 熱 費	2,366	584	584	1,168	613	585	1,198	2,362	576	576	1,152	633	577
4. 被 服 費	2,589	562	1,077	1,639	456	494	950	3,400	789	658	1,447	993	960
5. 医 療 保 健 費	3,038	900	771	1,671	638	729	1,367	3,815	632	587	1,219	531	2,065
6. 児 童 教 育 費	1,411	1,334	77	1,411				2,123	1,921	202	2,123		
(6) 学 校 教 育	346	346		346				533	533		533		
(7) 教 材, 文 房 具	33	33		33				43	40	3	43		
(8) 運 動, 玩 具	364	353	11	364				334	222	112	334		
(9) そ の 他 児 童 教 育 費	668	602	66	668				1,213	1,126	87	1,213		
7. 雑 費	8,760	942	866	1,808	5,280	1,672	6,952	10,833	1,712	1,694	3,406	4,525	2,902
(10) 教 養 娯 楽 (再)	2,058	296	193	489	1,083	486	1,569	2,424	362	343	705	910	809
(11) 交 通, 通 信 (再)	1,437	107	97	204	901	332	1,233	2,530	229	222	451	1,148	931
(12) 交 際 費 (再)	853	210	230	440	204	209	413	3,277	715	726	1,441	1,100	736
8. 非 消 費 支 出	3,787	946	946	1,892	948	947	1,895	3,444	861	861	1,722	862	860
II 実 収 入	55,982							59,962					
夫 の 勤 め 先 収 入	49,302							49,944					

の　　タ　　イ　　プ															
夫婦の計	02A ^{1B}						02B ^{2A}						夫婦の計	総　額	
	総　額	第1子	第2子	子の計	夫	妻	夫婦の計	総　額	第1子	第2子	子の計	夫			妻
30,865	68,994	17,597	14,182	31,779	21,501	15,714	37,215	63,091	16,318	15,844	32,162	18,100	12,829	30,929	58,285
12,635	29,043	7,289	6,453	13,742	9,468	5,833	15,301	31,176	7,480	7,812	15,292	9,693	6,691	16,384	26,694
7,031	17,518	4,524	4,367	8,891	4,029	4,598	8,627	21,322	5,211	5,405	10,616	5,139	5,567	10,706	18,763
1,775	3,952	956	974	1,930	1,018	1,004	2,022	6,325	1,570	1,597	3,167	1,448	1,710	3,158	5,545
1,097	1,713	443	322	765	433	515	948	2,481	596	567	1,163	666	652	1,318	2,366
755	2,149	576	495	1,071	457	621	1,078	1,767	458	394	852	407	508	915	2,386
662	2,729	830	1,080	1,910	351	468	819	2,084	583	668	1,251	457	376	833	1,454
831	2,165	515	445	960	535	670	1,205	2,897	664	708	1,372	782	743	1,525	2,032
1,911	4,810	1,204	1,051	2,255	1,235	1,320	2,555	5,768	1,340	1,471	2,811	1,379	1,578	2,957	4,980
1,826	5,930	2,128	1,831	3,959	925	1,046	1,971	4,565	1,437	1,564	3,001	809	755	1,564	3,979
922	1,701	22	22	44	1,634	23	1,657	2,098	21	21	42	2,013	43	2,056	768
2,856	3,529	275	208	483	2,880	166	3,046	2,703	345	300	645	1,732	326	2,058	2,474
	364	340	25	365				988	466	522	988				710
3,322	4,080	986	948	1,934	974	1,172	2,146	2,916	752	742	1,494	740	682	1,422	3,187
1,210	2,885	710	638	1,348	899	638	1,537	3,170	748	737	1,485	942	743	1,685	2,188
1,953	5,382	1,092	1,152	2,244	1,246	1,892	3,138	4,306	1,464	972	2,436	1,223	647	1,870	3,145
2,596	4,917	1,513	538	2,051	765	2,101	2,866	2,933	755	493	1,248	575	1,110	1,685	2,806
	4,326	2,859	1,467	4,326				5,097	2,527	2,570	5,094				5,175
	617	412	205	617				1,000	624	376	1,000				1,460
	540	508	32	540				1,160	546	614	1,160				437
	1,105	365	740	1,105				287	116	171	287				209
	2,064	1,574	490	2,064				2,650	1,241	1,409	2,650				3,069
7,427	11,289	1,434	1,054	2,488	6,435	2,366	8,801	8,345	1,437	1,363	2,800	3,766	1,779	5,545	8,615
1,719	2,754	196	173	369	1,455	930	2,385	2,219	383	321	704	946	569	1,515	1,834
2,079	1,507	153	52	205	915	387	1,302	1,509	263	237	500	628	381	1,009	2,025
1,836	1,937	247	221	468	1,248	221	1,469	2,209	523	483	1,006	653	550	1,203	1,279
1,722	7,072	1,714	1,932	3,646	1,714	1,712	3,426	4,648	1,155	1,155	2,310	1,161	1,177	2,338	6,475
	80,914							63,851							71,340
	72,374							56,169							63,694

I 実支出	子 供 が 2 人 の タ イ プ									
	032 ^B					043				
	第1子	第2子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総 額	第1子	第2子	子の計
1. 食料	16,135	14,196	30,331	16,884	11,070	27,954	68,410	18,348	16,766	35,114
(1) 家庭食費	6,744	6,926	13,670	7,350	5,674	13,024	29,805	7,121	7,108	14,229
i 穀類	5,224	4,703	9,927	3,892	4,944	8,836	21,392	5,551	5,733	11,284
ii 魚介類	1,494	1,399	2,893	1,174	1,478	2,652	6,953	1,752	1,851	3,603
iii 肉類	666	596	1,262	477	627	1,104	2,061	520	553	1,073
iv 乳類	908	608	1,516	468	602	1,070	2,056	602	578	1,180
v 野菜類	466	440	906	240	308	548	1,699	447	442	889
vi その他	553	493	1,046	416	570	986	2,783	695	748	1,443
(2) お酒	1,337	1,167	2,504	1,117	1,359	2,476	5,840	1,535	1,561	3,096
(3) 外食	1,352	1,384	2,736	657	586	1,243	4,154	1,195	1,314	2,509
(4) 学校給食	96	201	297	768	144	768	1,615	375	61	436
(5) 住居費	72	638	710	2,033	801	1,619	3,279	355	1,891	2,246
2. 光熱費	784	784	1,568	818	490	1,210	3,706	789	788	1,577
3. 被服費	489	489	978	720	543	1,452	3,969	1,244	1,338	2,582
4. 医療費	918	775	1,693	909	683	1,516	1,572	335	429	764
5. 児童教育費	833	457	1,290	833			6,706	4,327	2,379	6,706
6. 学校教育費	3,172	2,003	5,175	1,460			4,564	3,196	1,368	4,564
(6) 教材, 文房具	963	497	1,460	437			469	160	309	469
(7) 運動, 玩具	365	71	437							
(8) その他児童教育費	85	124	209							
7. 雑費	1,758	1,311	3,069				1,673	971	702	1,673
(10) 教養娯楽(再)	1,577	1,144	2,721	4,634	1,260	5,894	14,113	2,795	1,565	4,360
III 交通, 通信(再)	513	295	808	676	350	1,026	3,616	724	374	1,098
II 交際費(再)	313	315	628	1,084	919	1,997	2,941	883	78	961
8. 非消費支出	196	202	398	524	357	881	4,175	411	380	791
II 実収入	1,618	1,618	3,236	1,620	1,619	3,239	5,260	1,382	1,268	2,650
夫の勤め先収入							78,199			
							67,687			

	子 供 が 3 人 の 家 族										2 ¹ 2 ¹ B	
	2 ¹ 1 ¹ B							2 ¹ 2 ¹ B				
	総 額	第 1 子	第 2 子	第 3 子	子 の 計	夫	妻	夫 妻 の 計	総 額	第 1 子		第 2 子
I 実 支 出	66,500	14,215	13,924	9,760	37,899	18,604	9,997	28,601	73,845	12,108	12,433	13,537
1. 食 料 費	25,549	5,193	5,360	4,511	15,066	6,785	3,697	10,482	34,077	6,328	6,481	6,604
(1) 家 庭 食 料	14,900	3,065	3,442	2,928	9,436	2,495	2,969	5,464	18,380	3,605	3,597	4,311
i 穀 類	4,182	782	966	1,020	2,768	637	777	1,414	3,482	655	164	885
ii 魚 介	1,415	273	286	195	754	297	364	661	2,137	387	400	479
iii 肉 類	1,004	213	229	172	614	177	212	390	709	137	141	153
iv 乳 卵	2,367	601	686	525	1,811	252	304	556	3,269	812	783	864
v 野 菜	1,846	363	368	266	998	404	444	848	2,453	470	469	521
vi そ の 他	4,086	833	907	750	2,490	728	868	1,595	6,330	1,144	1,140	1,409
(2) お や	5,330	1,437	1,354	1,410	4,201	637	492	1,129	5,722	1,398	1,444	1,558
(3) 酒 類	1,076	20	91	20	131	925	20	945	1,080		660	735
(4) 外 食	3,814	371	459	139	969	2,642	202	2,844	7,335	545	780	
(5) 学 校 給 食	429	300	14	14	329	86	14	100	1,560	780		
2. 住 居 費	13,845	2,758	2,791	2,054	7,603	4,205	2,036	6,241	6,077	1,076	1,112	1,088
3. 光 熱 費	2,426	458	457	457	1,371	597	458	1,055	2,759	351	351	350
4. 被 服 費	3,222	674	654	422	1,750	453	1,020	1,473	752	72	163	72
5. 医 療 保 健 費	3,660	934	690	525	2,148	856	656	1,512	3,668	351	208	1,498
6. 児 童 教 育 費	4,680	2,420	2,178	82	4,680				5,240	1,718	1,902	1,620
(6) 学 校 教 育	1,637	349	1,288		1,637				865	450	415	
(7) 教 材, 文 房 具	512	491	21		512				1,781	805	961	15
(8) 運 動, 玩 具	223	107	105	11	223				324	113	126	85
(9) その他児童教育費	2,308	1,473	764	71	2,308				2,270	350	400	1,520
7. 雑 費	8,123	793	809	725	2,327	4,722	1,074	5,796	15,839	1,151	1,155	1,244
(10) 教養娯らく(再)	3,816	409	325	433	1,166	2,143	506	2,649	4,548	735	730	940
(11) 交通, 通信(再)	1,046	102	185	20	307	586	153	739	1,263	97	97	67
(12) 交際費(再)	855	107	124	97	328	279	249	528	5,410	138	147	136
8. 非 消 費 支 出	4,995	984	985	984	2,954	986	1,056	2,042	5,433	1,061	1,061	1,061
II 実 収 入	63,231								81,351			
夫の勤め先収入	57,483								63,486			

	子 供 が 3 人									
	2 ^A 2 ^A 1 ^B					2 ^B 2 ^A 1 ^B				
	子の計	夫	妻	夫妻の計	総 額	第 1 子	第 2 子	第 3 子	子の計	夫妻の計
I 実 支 出	38,078	22,507	13,260	35,767	66,448	12,908	11,457	12,117	36,482	29,966
1. 食 料	19,413	9,685	4,979	14,664	28,721	5,556	5,577	5,566	16,699	12,022
(1) 家庭食	11,513	3,162	3,705	6,867	16,343	3,097	3,025	3,547	9,669	6,674
i 穀	2,204	536	742	1,278	5,944	1,141	1,152	1,321	3,614	2,330
ii 魚介	1,266	402	469	871	1,148	209	200	231	640	508
iii 肉類	431	147	131	278	892	119	168	210	497	395
iv 乳類	2,459	345	465	810	1,944	423	450	549	1,422	522
v 野菜	1,460	427	566	993	1,930	357	312	365	1,034	896
iv その他	3,693	1,305	1,332	2,637	4,485	848	743	871	2,462	2,023
(2) お酒	4,400	593	729	1,322	3,216	736	755	862	2,353	863
(3) 外食	1,940	1,080	545	1,080	1,737		1,157	1,157	3,397	1,737
(4) 学校給食	1,560	4,850		5,395	6,145	640	640		1,280	2,748
(5) 住居費	3,275	1,176	1,625	2,801	1,280	798	815	797	2,410	1,609
3. 光熱費	1,052	1,356	351	1,707	2,229	446	445	446	1,337	892
4. 被服費	307	73	372	445	2,794	1,382	446	243	2,071	723
5. 医療保健費	2,057	409	1,202	1,611	4,675	238	539	433	1,210	3,465
6. 児童教育費	5,240				6,107	2,110	1,548	2,449	6,107	
(6) 学校教育	865				2,283	420	713	1,150	2,283	
(7) 教材, 文房具	1,781				367		172	125	367	
(8) 運動, 玩具	324				447	70	322	125	447	
(9) その他児童教育費	2,270				3,010	1,620	341	1,049	3,010	
7. 雑費	3,550	8,744	3,545	12,289	13,450	1,487	1,196	1,292	3,975	9,475
(10) 教養娯楽(再)	2,405	1,207	936	2,143	2,706	503	452	554	1,509	1,197
(11) 交通, 通信(再)	261	923	79	1,002	5,560	138	48	42	228	5,332
(12) 交際費(再)	421	2,870	2,119	4,989	2,059	532	381	381	1,294	765
8. 非消費支出	3,183	1,064	1,186	2,250	4,453	891	891	891	2,673	1,780
II 実 収 入					71,829					
夫の勤め先収入					56,174					

432A															
3252A															
総 額	第 1 子	第 2 子	第 3 子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総 額	第 1 子	第 2 子	第 3 子	子の計	夫	妻	夫妻の計
71,643	15,775	14,705	13,713	44,193	14,625	12,825	27,450	99,651	22,087	20,710	20,242	63,039	18,653	17,959	36,612
30,159	6,186	5,977	5,908	18,071	7,117	4,971	12,088	32,134	6,282	6,325	7,601	20,208	6,041	5,885	11,926
21,838	4,902	4,156	3,961	13,019	4,669	4,150	8,819	20,226	4,739	4,922	3,857	13,518	2,749	3,959	6,708
7,712	1,645	1,523	1,472	4,641	1,542	1,529	3,071	6,358	1,494	1,501	1,237	4,232	912	1,214	2,126
2,054	481	363	347	1,191	512	351	863	2,595	628	624	439	1,691	488	416	904
1,326	374	222	199	795	336	195	531	2,513	633	672	449	1,754	333	426	759
1,951	483	387	383	1,253	351	347	698	1,929	397	356	318	1,071	229	629	858
2,466	530	470	442	1,442	518	506	1,024	2,985	662	644	716	2,022	364	599	963
6,329	1,388	1,191	1,118	3,697	1,410	1,222	2,632	3,846	925	1,125	698	2,748	423	675	1,098
4,448	993	1,036	1,122	3,151	710	587	1,297	6,125	1,368	1,343	1,874	4,585	924	616	1,540
708					642	66	708								
1,822	236	169	265	670	984	168	1,152	5,078	175	60	1,165	1,400	2,368	1,310	3,678
1,343	55	616	560	1,231	112		112	705			705	705			
4,339	1,012	865	879	2,756	789	794	1,583	12,952	2,606	2,571	2,570	7,747	2,620	2,585	5,205
2,368	476	476	461	1,413	479	476	955	4,256	851	851	850	2,552	853	851	1,704
4,285	567	1,215	688	2,470	474	1,341	1,815	3,474	1,885	10	1,045	2,940	510	24	534
4,505	644	494	515	1,653	574	2,278	2,852	3,789	1,461	456	366	2,283	816	690	1,506
10,238	4,244	3,146	2,848	10,238				11,321	4,661	4,745	1,915	11,321			
2,484	1,396	693	395	2,484				3,975	2,370	1,580	25	3,975			
544	295	113	136	544				295	110	105	80	295			
541	213	84	244	541				485		405	80	485			
6,669	2,340	2,256	2,073	6,669				6,566	2,181	2,655	1,730	6,566			
7,401	913	859	741	2,513	3,574	1,314	4,888	16,308	1,259	2,669	2,812	6,740	4,729	4,839	9,568
2,828	344	377	291	1,012	1,165	651	1,816	4,091	416	416	416	1,248	935	1,908	2,843
1,005	171	102	50	323	398	284	682	5,030	78	1,178	1,631	2,887	78	2,065	2,143
1,186	207	191	212	610	982	194	576	1,400	260	260	260	780	260	360	620
8,348	1,733	1,673	1,673	5,079	1,618	1,651	3,269	15,417	3,082	3,083	3,083	9,248	3,084	3,085	6,169
77,747								120,271							
68,467								106,863							